

【会議録】

実施日時：令和3年10月4日（月）9:30から11:30まで

会議名	令和3年度越谷市労働報酬等審議会 会第1回会議	実施場所	本庁舎8階第2委員会室
件名／議題	1 開会 2 会長及び副会長の選出 3 会長あいさつ 4 諮問 5 議事 （1）会議の公開及び会議録について （2）審議会の審議事項について ① 越谷市公契約条例の概要 ② 越谷市労働報酬等審議会の審議経過 （3）報告事項 ①令和2年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について ②アンケート結果について ③令和3年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について （4）協議事項 業務委託等に係る労働報酬下限額について 6 その他 （1）審議会の今後のスケジュールについて （2）議事録の確認について 7 閉会		
出席者等	出席委員 江原委員、山本委員、高橋委員、濱口委員、戸石委員、斉藤委員 事務局 榊総務部長 契約課：大熊課長、和田調整幹、松沢主査、高畑主査、小松主事		
会議資料	・会議次第 ・越谷市労働報酬等審議会 委員名簿 ・会議の公開及び会議録について 【資料1】		

	<ul style="list-style-type: none"> ・越谷市公契約条例の概要 【資料2】 ・越谷市労働報酬等審議会<small>の審議経過</small> 【資料3】 ・報告事項 【資料4】 ・【協議事項】業務委託等に係る労働報酬下限額について 【資料5】
内容	別紙 会議録（要旨）のとおり

合意・決定事項等

<ul style="list-style-type: none"> ・会長に江原委員、副会長に山本委員が選出された。 ・会議録は要旨作成とする。 ・会議録の公表は、会議を公開とした内容について公表する。 ・業務委託等に係る労働報酬下限額について、1,009円として答申することとする。 ・付帯意見については、建設工事の労働報酬下限額答申時に記載する。

開会

契約課長の司会により越谷市労働報酬等審議会第1回会議の開式。

会長及び副会長の選出

中立の立場である、弁護士の江原委員に会長、社会保険労務士の山本委員に副会長が相応しいという意見が委員からあり、その意見に対して異議がなかったため、会長、副会長が決定された。

諮問

市長より会長へ諮問書の交付。

会長あいさつ

江原会長よりあいさつ。

議事

(1) 会議の公開及び会議録について（資料1）

- ・審議会等の会議については、原則公開であるため、本日の審議会は公開としてよいかご協議いただきたい。
- ➡委員により協議の結果、本日の審議会は公開とすることで決定された。

- ・会議録の記録の仕方として、全文で作成するか要旨のみで作成するかご協議いただきたい。

➡委員により協議の結果、要旨のみでの作成で意見が一致した。

(2) 越谷市公契約条例の概要 (資料2)

(事務局)

- ・越谷市公契約条例の概要について資料に沿って説明を行った。

【越谷市公契約条例の概要に関する意見等】

- ・施行規則が令和3年度4月1日付で改正されているがどのような内容か

➡履行状況等報告書の押印欄を削除したものである。

(3) 越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について (資料3)

(事務局)

- ・越谷市労働報酬等審議会の審議経過について資料に沿って説明を行った。

【越谷市労働報酬等審議会の審議経過等に関する意見】

- ・意見なし

(4) 報告事項 (資料4)

(事務局)

①令和2年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について (資料4)

令和2年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について資料に沿って説明を行った。

②アンケート結果について

労働者向けのアンケートでは、今働いている現場が、公契約条例の対象案件で労働報酬下限額が適用となることを知っているという項目について8割以上の対象者が「知っている」と回答をしている。

一方、実際にもらっている賃金の労働報酬下限額との比較では、「わからない」との回答が約半数となっている状況である。

また、事業者向けのアンケートでは、条例の施行により労働環境の改善につながったとの意見や、労働意欲の向上に効果があったとの回答をいただいております。本市としては、条例制定による効果が上がっていると考えています。

③ 令和3年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

令和3年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について資料に沿って説明を行った。

【令和2年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等に関する意見】

- ・意見なし

【アンケート結果に関する意見等】

- ・公契約条例について、今後も周知を行っていくべきであるという意見があった。
 - ・アンケートはいつから実施しているのか
- ➡事業者向けは平成30年度から、労働者向けは令和元年度から実施している。

【令和3年度労働報酬下限額適用案件の発注状況に関する意見】

- ・意見なし

(3) 協議事項 (資料5)

(事務局)

業務委託等に係る労働報酬下限額について

- ・最低賃金額について、埼玉県では10月1日付で昨年度から28円引き上げられ、現在は最低賃金額956円となり、47都道府県すべてにおいて引上げを行った。他の都道府県では28円～30円、32円の引上げとなっており、全国平均では28円の増で930円となった。昨年度はコロナ禍の影響等により平均で1円増という状況であったが、今年度は過去最高額の引き上げとなっており、コロナ禍前の上昇率（毎年20円台の後半の上昇）に戻った。
- ・会計年度任用職員賃金について、今年度の事務職の職員の賃金は1,009円となっている。
- ・資料5ページ(4)の、前年度の最低賃金額と下限額の比率を新年度に適用した場合の下限額について、越谷市の今年度の下限額は987円となっており、この下限額と下限額を設定した際の最低賃金額の928円との比率については、106.37%となっている。この比率を最新の埼玉県の最低賃金額956円に当てはめると、おおむね1,017円となる。
- ・公契約条例導入自治体24自治体の比率の平均は最低賃金額に対し105.03%となっており、改定後の埼玉県の最低賃金額956円に当てはめると、おおむね1,004円という結果となる。

なお、この算出方法については、平成30年度の答申において、当審議会から付帯意見として示されており、業務委託の下限額の設定にあたっては、条例導入自治体の比率の平均を算出し下限額を検討することが望ましいとされたことから掲載している。

参考

令和2年度付帯意見の対応等

付帯意見1

「(2) 業務の委託に関する契約の職種別下限額について、今後調査研究を行うこと」について、他自治体調査の結果、労働報酬下限額の対象となる業種や業務が限定されるため、職種別下限額導入の検討をしていない自治体がほとんどであった。越谷市としても、対象案件を限定していることから、職種別下限額については今後他自治体の状況を注視していきたい。

付帯意見2

「(3) 業務の委託に関する契約にかかる労働報酬下限額が適用となる対象契約の範囲について、予定価格が1000万円以上の契約としている範囲の拡大について、調査研究を行うこと。」については、相模原市のように対象案件の予定価格基準を拡大した自治体もあり、今後引き続き調査していく必要がある。

【労働報酬下限額の説明に関する意見等】

- ・前はコロナ禍により2円の増となったが、都内に近いという地域的特性を踏まえると、労働者の流出を防ぐ観点からも、都内の賃金水準に合わせた引き上げも必要ではないか。
- ・足立区の下限額を踏まえると、少なくとも1,000円を超える水準を確保する必要がある。
- ・下限額の引き上げは同時に収入の増加を意味することから、パートタイム労働者に課税額の水準である年収130万円を超えない範囲での労働時間の調整を余儀なくさせる恐れがある
- ・都内の水準を考慮することも必要であるが、県内の他自治体の状況も勘案する必要があるのではないか。
- ・他自治体の平均に基づく1,004円が1つの基準となると思うが、会計年度任用職員の賃金額である1,009円とした場合でもそれほど大きな影響はないのではないか。
- ・会計年度任用職員について、来年度の賃金額は今後検討される予定であり、1,009円から改定される可能性もあるとのことだが、今回、会計年度任用職員の賃金水準の考慮に際しては、現在の1,009円を基準とすべきである。
- ・過去2回の付帯意見で会計年度任用職員の賃金の考慮が示されていることから、今年度の1,009円という金額も考慮して決定すべきではないか。

- ・労働報酬下限額対象案件の予定価格基準の引き上げを今後検討してもよいのではないか。

これらの意見を踏まえ、今年度の会計年度任用職員の賃金水準に合わせる形での下限額引き上げで全委員の意見が一致した。

以上のことから、労働報酬下限額を22円増額の1,009円で答申することとなった。

【業務委託の答申式についての意見等】

- ・業務委託についての付帯意見を付すことが可能か確認したい。

【事務局からの説明】

- ・可能である。なお、今までは、業務委託の付帯意見については、年度最後の建設工事に係る下限額答申時に合わせて意見をいただいている経過がある。

その他

- ・越谷市労働報酬等審議会第2回会議の開催は令和3年11月25日（木）に開催予定。
- ・議事録の内容を後日各委員にご確認していただく。

閉会